

青森市政記者会 様

青森市公営企業管理者
企業局長 鈴木 裕司

懲戒処分について

青森市企業局は、地方公務員法第29条第1項及び青森市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき、下記のとおり職員を処分したので、お知らせいたします。

記

1 事案等

事案① 公務外での道路交通法違反（酒気帯び運転）について

(1) 事案の概要

令和5年7月1日（土）午前1時30分頃、私用により自家用車で青森市橋本地内を走行中、警察官による飲酒取締り活動による呼気検査を受けたところ、呼気1リットル当たり0.15mg以上である「0.48mg/L」のアルコール量が検出されたため、酒気帯び運転で検挙されたものである。

(2) 被処分者 企業局水道部横内浄水課 技師 森屋 匡祐 33歳

(3) 処分量定 停職5月

(4) 処分日 令和5年9月29日

事案② 酒気帯びに係る服務規程違反について

(1) 事案の概要

令和5年8月9日（水）、出勤点呼時のアルコール呼気検査において、青森市自動車運送事業自動車乗務員服務規程第22条に定める酒気帯びの運用基準を上回る呼気1リットル当たり「0.058mg/L」のアルコール量が検出されたため、乗務停止としたものである。

(2) 被処分者 交通部営業所乗務員（会計年度任用職員） 男性 60歳代

(3) 処分量定 戒告

(4) 処分日 令和5年9月29日

2 公営企業管理者企業局長コメント 別添資料のとおり

【問合せ先】

【事案①】

青森市企業局水道部総務課
担当：課長 森田、主幹 西川
電話：017-734-4201

【事案②】

青森市企業局交通部管理課
担当：課長 今村、主幹 嘉瀬
電話：017-726-5441

青森市公営企業管理者企業局長 鈴木 裕司 コメント

この度の懲戒処分事案の発生により、市民の皆様のご信頼を大きく損ねる事態となりましたことは誠に遺憾であり、心からお詫び申し上げます。

交通法規を含めた法令及び服務規律の遵守については、これまでもあらゆる機会を通じて注意、指導してきたところであります。

しかしながら、このような事態が発生したことは非常に残念であり、このことを重く受け止め、今後は、再びこのような事態が発生することのないよう、法令等の遵守について改めて全職員へ指導を徹底し、市民の皆様からの信頼回復に向け全力で取り組んで参ります。